平成２２年（フ）第１８２号
愛知県一宮市北浦町56番地１
債務者　越野　　孝
１　決定年月日時　平成22年９月16日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　堀田　　崇
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年12月24日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第２５３５号
北海道江別市朝日町41番地の８
債務者　横河　隆司
１　決定年月日時　平成22年９月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　横山　和樹
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年12月20日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２４７号
富山市水橋石政159番地
債務者　中嶋　正年
１　決定年月日時　平成22年９月15日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　足立　政孝
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年12月20日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで
富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第６７号
和歌山県東牟婁郡串本町和深725番地の１48前地団地10―001、住民票上の住所和歌山県東牟婁郡串本町和深693番地
債務者　岩本　繁人
１　決定年月日時　平成22年９月16日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　川上　高史
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年１月24日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２２年（フ）第６９号
和歌山県東牟婁郡串本町和深725番地の１48前地団地10―001、住民票上の住所和歌山県東牟婁郡串本町和深693番地
債務者　岩本　尚代
１　決定年月日時　平成22年９月16日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　川上　高史
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年１月24日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第５８号
山形県西置賜郡飯豊町大字高峰1150番地
債務者　伊藤美由紀
１　決定年月日時　平成22年９月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２２年（フ）第１１１号
山形県米沢市太田町５丁目３番８―303号
債務者　近野　里美
１　決定年月日時　平成22年９月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２２年（フ）第１３９号
山形県長井市高野町２丁目10番36号
債務者　遠藤　隆夫
１　決定年月日時　平成22年９月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２２年（フ）第１４５号
山形県米沢市門東町１丁目３番46号
債務者　直江兼継愛こと　吉澤　麗子
１　決定年月日時　平成22年９月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２２年（フ）第１４８号
山形県米沢市松が岬２丁目３番25号白川荘４号室
債務者　高橋　利春
１　決定年月日時　平成22年９月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２２年（フ）第１５３号
山形県米沢市大字芳泉町1773　コーポセンチュリー207、住民票上の住所山形県米沢市東大通３丁目８番40号
債務者　横山さおり
１　決定年月日時　平成22年９月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２２年（フ）第７５号
千葉県長生郡白子町福島194番地11
債務者　片岡　英二
１　決定年月日時　平成22年９月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２２年（フ）第７６号
千葉県茂原市三ケ谷1159番地20
債務者　森下　武志
１　決定年月日時　平成22年９月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２２年（フ）第９１号
千葉県長生郡一宮町一宮9337番地３
債務者　加瀬　義夫
１　決定年月日時　平成22年９月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２２年（フ）第９２号
千葉県長生郡一宮町一宮9337番地３
債務者　加瀬　洋子
１　決定年月日時　平成22年９月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２２年（フ）第９９号
千葉県茂原市早野1935番地49
債務者　秋葉　雅之
１　決定年月日時　平成22年９月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２２年（フ）第１２５号
千葉県木更津市清見台３丁目７番１号　北川荘202号
債務者　大須賀憲治
１　決定年月日時　平成22年９月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
千葉地方裁判所木更津支部